

## 平成30年第6回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年6月27日午後1時30分、下記の件の議定のため平成30年第6回栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名  
 日程第 2 会期の決定  
 日程第 3 事務報告  
 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について  
 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条許可取消願について  
 日程第 7 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 日程第 8 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 日程第 9 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 日程第10 議案第 5号 農用地利用集積計画について  
 日程第11 議案第 6号 農用地利用配分計画について  
 日程第12 議案第 7号 非農地証明願について  
 日程第13 議案第 8号 「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについて

### 1、出席委員 (22名)

- |     |     |     |       |     |     |     |       |      |     |     |     |      |     |
|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|------|-----|-----|-----|------|-----|
| 1番  | み三浦 | まさ正 | かつ勝、  | 2番  | だい大 | こく黒 | あき昭   | お夫、  | 3番  | あ阿  | べ部  | かずの  | の信、 |
| 4番  | よし吉 | まさ田 | とし優俊、 | 5番  | いわ岩 | ぶち淵 | けい敬   | いち一、 | 6番  | さ佐  | たけ竹 | きみ子、 |     |
| 7番  | か狩  | の野  | よし善典、 | 8番  | おお大 | ば場  | ひろ裕   | ゆき之、 | 9番  | そ曾  | ね根  | かねお  | 雄、  |
| 10番 | せん千 | は葉  | ゆう優子、 | 11番 | すす鈴 | き木  | はる春   | え江、  | 12番 | お尾  | がた形 | ようい  | ちろう |
| 13番 | おい及 | かわ川 | しょう正  | 15番 | ささ  | き木  | よし吉   | じ司、  | 16番 | すが菅 | はら原 | ひでとし | 俊、  |
| 17番 | いわ岩 | ぶち淵 | ひろし弘、 | 18番 | ささ  | き木  | ひろし弘、 | 19番  | さ佐  | とう藤 | まさる | 勝、   |     |
| 20番 | かり狩 | の野  | かず和   | 21番 | あき秋 | やま山 | のり憲   | よし義、 | 23番 | くろ黒 | さわ澤 | みつひろ | 啓、  |
| 24番 | すす鈴 | き木  | やす康   |     |     |     |       |      |     |     |     |      |     |

2、欠席委員（2名）

14番 多田 仁一 委員、 22番 米山 嘉彦 委員

3、議事に参与した者

事務局長	小野寺 昭 仁
事務局長補佐	阿 部 泰 憲
主幹兼農地農政係長	小野寺 崇
農地農政係 主査	千 葉 美 香
農地農政係 主事	千 葉 和 哉

（ 午後1時30分 開会）

議長 ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。

議長 只今から、平成30年第6回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は22名であります。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。議席番号14番 多田 仁一 委員、議席番号22番 米山 嘉彦 委員から、所要のため欠席の通告があります。

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号2番 大黒 昭夫 委員、議席番号5番 岩淵 敬一 委員の両名を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議  
ございませんか。

— [異議なし] の声 —

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議長 日程第3、事務報告をします。事務局長から報告いたします。

事務局長 5月30日から6月27日までの事務・事業結果並びに6月28日か  
ら8月10日までの事務・事業予定について、説明報告。

議長 これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長 日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知につ  
いて、報告します。

第1区の番号1番から8番までの8案件、  
第2区の番号9番の1案件、  
第3区の番号10番から13番までの4案件、  
合計13案件について、事務局から報告いたします。

事務局 番号1番は、築館地区の農地法第3条による賃貸借権設定解約の1案  
件、  
番号2番、3番及び4番、5番は関連があり、築館地区の農地中間管  
理事業による賃貸借権設定解約の4案件、  
番号6番は、一迫地区の農地法第3条による賃貸借権設定解約の1案  
件、

番号7番は、一迫地区の農地中間管理事業による借人変更のための貸借権設定解約の1案件、

番号8番は、瀬峰地区の農地法第3条による貸借権設定解約の1案件、

番号9番は、若柳地区の農地法第3条による貸借権設定解約の1案件、

番号10番、11番及び12番、13番は関連があり、栗駒地区の農地中間管理事業の推進に関する法律等による貸借権設定解約の4案件、

以上、13案件を説明報告。

議長           これで、日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長           日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、を報告します。

第1区の番号1番から3番までの3案件、

第2区の番号4番及び5番の2案件、

合計5案件を事務局から報告いたします。

事務局       番号1番は、築館地区の農地法第3条の親子間による使用貸借権設定解約の1案件

番号2番、3番は関連があり、築館地区の農地中間管理事業による使用貸借権設定解約の2案件、

番号4番、5番は、若柳地区の同一人の農地法第3条による使用貸借権設定解約の2案件、

以上、5案件を説明報告。

議長           これで、日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長 日程第6、議案第1号、農地法第3条許可取消願について、を議題といたします。

第2区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、議案の内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、若柳地区の田2筆、面積98.78㎡を耕作利便のため贈与を行うものとし、平成30年3月に所有権移転の許可を受けていたが、申請した地番が誤っていたため、許可取消しを求めるもの、

番号2番は、志波姫地区の畑1筆、面積74㎡を耕作利便のため売買を行うものとし、平成30年2月に所有権移転の許可を受けていたが、譲受人が死亡したため、許可取消しを求めるもの、

以上、2案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

議案第1号、農地法第3条許可取消願についての2案件は、原案のとおり取り消すことに、ご異議ございませんか。

—「意義なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号、農地法第3条許可取消願についての2案件は、原案のとおり取り消すことに決しました。

議長 日程第7、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、築館地区の畑1筆、面積288㎡を耕作不便のため所有権移転売買を行うための1案件、

番号2番は、築館地区の田28筆、面積29,870㎡、畑2筆、面積2,021㎡、合計30筆、面積31,891㎡を親子間の経営継承のため、所有権移転贈与を行うための1案件、

番号3番、4番は関連があり、築館地区の田1筆、面積842㎡と田1筆、面積700㎡を耕作不便解消のため、所有権移転交換を行うための2案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、去る6月21日、議席番号8番 大場 裕之 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 耕太郎 委員及び 大澤 洋介 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

推進委員 去る6月21日、大場 農業委員、大澤 推進委員、私と事務局の菅原主査の4人で、築館総合支所の相談室において書類審査を行いましたので報告いたします。

詳細については、事務局が説明したとおりであり、番号1番は、相手方の要望によるもの、番号2番は、高齢にため子に贈与する経営継承、番号3番、4番は、関連で耕作利便のための交換で、面積もほぼ同じであることなど、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

- 議長 質疑なしと認めます。  
次に、第2区の番号5番から9番までの5案件を審議します。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 番号5番は、若柳地区の田6筆、面積4,932㎡、畑3筆、面積824㎡、合計9筆、面積5,756㎡を、  
番号6番は、若柳地区の田7筆、面積4,647㎡、畑1筆、面積1,405㎡、合計8筆、面積6,052㎡を、  
番号7番は、若柳地区の畑1筆、面積160㎡を、労力不足のため所有権移転売買を行う3案件、  
番号8番は、若柳地区の畑1筆、面積531㎡を耕作不便のため所有権移転贈与を行う1案件、  
番号9番は、若柳地区の田3筆、面積2,000㎡を労力不足のため賃貸借権設定を行う1案件、  
以上、5案件が許可要件を満たしていることを説明。
- 議長 次に、去る6月22日、議席番号11番 鈴木 春江 委員、農地利用最適化推進委員 佐々木 剛 委員及び 氏家 勝子 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告を、お願いいたします。  
それでは、議席番号11番 鈴木 春江 委員から報告願います。
- 農業委員 去る6月22日、佐々木 推進委員、氏家 推進委員、私と事務局の千葉主査の4人で、農業委員会事務室で書類審査を行いましたので報告いたします。  
5番から9番までの詳細については、事務局が説明したとおりであり、労力不足による売買や賃貸借権設定、耕作不便による贈与で、許可にあたっては、審査基準である効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題はないものと判断しました。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
次に、第3区の番号10番、1案件を審議します。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号10番は、栗駒地区の田1筆、面積1,931㎡を労力不足のため、市外者取得の所有権移転売買を行う1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、去る6月22日、議席番号17番 岩渕 弘 委員、農地利用最適化推進委員 伊藤 重行 委員及び 佐藤 みき 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告を、お願いします。  
それでは、伊藤 重行 推進委員から報告願います。

推進委員 去る6月22日、岩渕 農業委員、佐藤 推進委員、事務局の千葉主事と私の4人で、現地確認調査してきました。  
詳細は、事務局が説明したとおりであり、番号9番は、市外者取得であります。取得者は以前から同地域に農地を持っており、相手方も労力不足による売買であることから、特に問題ないと判断しましたので、ご審議の程、よろしく願います。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—



議長 質疑なしと認めます。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての10案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての10案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第8、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

最初に、第2区の番号1番から3番までの3案件を審議します。それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、若柳地区の田2筆、面積1,961㎡の内、830.46㎡を転用し、集団住宅及び駐車場を整備し、不動産収入を得るものであり、農地区分は、第3種農地の市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地である旨を、

番号2番は、金成地区の畑1筆、3,955㎡の内、2,272㎡を農業用施設用地とし、牛舎及び堆肥舎、飼料庫を建築するものであり、農地区分は農用地区域であり不許可の例外規定で取り扱う旨を、

番号3番は、志波姫地区の畑1筆、326㎡の内、95.02㎡を転用し、駐車場及び進入路を造成するものであり、農地区分は第1種農地に該当するが、既存施設の拡張で敷地面積の2分の1を超えないものであり、例外規定で取り扱う旨を、

以上、3案件を説明

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

推進委員 6月22日、鈴木 農業委員、氏家 推進委員、事務局の千葉主査、私の4人で、現地に出向き調査を行ってまいりました。

番号1番は、市街地区域における集団住宅の建設、番号2番は、農業用施設用地、番号3番は、既存施設への進入路の造成となっており特に問題はないものと確認してきましたので報告いたします。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番、1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号4番は、栗駒地区の田1筆、面積318㎡を転用し、第5条による一般住宅への転用許可を受けるため、住宅建築用宅地敷の宅道及び進入路とするものであり、農地区分は第1種農地に該当するが、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外規定で取り扱う旨の1案件を説明。

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号17番 岩淵 弘 委員から報告願います。

農業委員 6月22日、先ほどの4人で、栗駒総合支所において書類審査をし、現地確認調査を行ってまいりました。

番号4番は、宅地造成の進入路となるための造成であり、現地も自己保全管理状態となっております。当該地は集落に接続されており、周辺農地にも影響もないことから、特に問題はないと確認してきましたので報告いたします。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についての4案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、日程第8、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についての4案件は、原案を可とすることに決しました。  
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長 日程第9、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
初めに、第2区の番号1番から8番までの8案件を審議します。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、若柳地区の田1筆、面積26㎡を所有権移転売買により譲り受け、譲受人が経営する会社の不足する駐車場及び出入口を拡張するものであり、農地区分は、第1種農地に該当するが、既存施設の拡張で敷地面積の2分の1を超えないものであり、不許可の例外規定で取り扱う旨を、  
番号2番は、若柳地区の田1筆、面積799㎡、畑1筆、170㎡、合計2筆、面積969㎡を所有権移転売買により譲り受け、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、生産性の低い小集団農地の第2種農地で取り扱う旨を、  
番号3番は、若柳地区の田1筆、面積327㎡を所有権移転贈与に

より譲り受け、住宅1棟及び駐車場を建築造成ものであり、農地区分は第1種農地に該当するが、集落に接続した場所であるので、不許可の例外規定で取り扱う旨を、

番号4番は、若柳地区の田4筆、面積681㎡の内200㎡を、

番号5番は、若柳地区の田1筆、面積4,634㎡の内570㎡を、

番号6番は、若柳地区の田1筆、面積1,871㎡の内1,360㎡を、

番号7番は、若柳地区の田1筆、面積2,339㎡の内880㎡を、賃貸借権設定により借用し、一時転用による東北新幹線トンネル補修工事の作業ヤード等として使用するものであり、農地区分は、農用地区域内にある農地であるが、一時転用であるので例外規定で取り扱う旨を、

番号8番は、金成地区の畑1筆、面積3,955㎡の内638㎡を使用貸借権設定による借用し、牛舎を建築するものであり、農地区分は、農用地区域に該当するが、農業用施設用地である旨を、

以上、8案件を説明。

議長 次は、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

推進委員 去る6月22日、現地確認調査を行って参りましたので、報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、番号1番は自己保全管理農地、番号2番は堤防下の自己保全管理農地で、既に太陽光発電設備が設置されている隣接地、番号3番は不形成な自己保全管理農地、番号4番から7番は山間の丘陵地にある農地、番号8番は放牧地として利用されている農地であり、いずれも周辺農地に何らかの影響も与えないもので、特に問題はないと確認してまいりました。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

議長 はい、1番委員

1番委員 議案書の農地区分において、第1種農地から第3種農地区分ではなく、農用地と表記している理由は、何か伺う。

議長 事務局説明

事務局 農振法で規定する農用地区域内にある農地であることから、農用地で表記しており、農地転用許可基準の立地基準では、「農用地」、「甲種農地」、「第1種農地」、「第2種農地」、「第3種農地」の5つに区分されている。

議長 他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号9番から13番までの5案件を審議します。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号9番は、栗駒地区の田1筆、面積317㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は第2種農地で取り扱う旨を、

番号10番は、栗駒地区の田1筆、面積316㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務拡大に伴う資材置場として活用するものであり、農地区分は第2種農地にで取り扱う旨を、

番号11番は、栗駒地区の田1筆、面積333㎡を、

番号12番は、栗駒地区の田1筆、面積335㎡を、それぞれ所有権移転売買により譲り受け、それぞれの住宅1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、第1種農地に該当するが、集落に接続して設置される例外規定で取り扱う旨を、

番号13番は、栗駒地区の田1筆、面積29㎡を、親子間による所有

権移転贈与で譲り受け、宅地敷きを拡張して進入路を確保しながら境界にフェンスを設置するものであり、農地区分は、第1種農地に該当するが、既存施設の拡張で敷地面積の2分の1を超えない例外規定で取り扱う旨を、

以上、合計5案件を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号17番 岩渕 弘 委員から報告願います。

農業委員 報告いたします。

先ほどの4人で、書類審査及び現地調査を行ってまいりました。

詳細については、事務局が説明したとおりであり、9番、10番は、自己保全管理の農地で特に周辺農地にも影響を与えないもの、11番、12番は、集落接続で特に周辺農地にも影響を与えないもの、13番は、既存施設の2分の1を超えないものであり、特に問題はないものと確認してきました。ご審議の程、よろしく願います。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長 はい、23番委員

23番委員 番号11番、12番の案件で、それぞれに住宅1棟及び駐車場を建築造成するとの説明であったが、宅道はどうなるのか説明願いたい。

議長 事務局説明

事務局 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請で説明いたしました番号4番で説明した案件が、宅道となるものであります。

議長 他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての13案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての13案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

ここで、午後 2時55分まで休憩します。

(休憩 午後 2時40分から2時55分まで)

議長

それでは、休憩をとり、会議を再開します。

日程第10、議案第5号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第3区の番号16番の1案件を審議します。

議席番号17番 岩淵 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩します。(午後 2時56分)

(議席番号17番 岩淵 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時57分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号16番は、栗駒地区の新規による賃貸借権設定の1案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
議案第5号、農用地利用集積計画についての番号16番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、日程第10、議案第5号、農用地利用集積計画についての番号16番の1案件は、原案を可とすることに決しました。  
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長 農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、議席番号17番 岩淵 弘 委員の入場を許可します。

議長 暫時休憩します。(午後 2時59分)

議長 会議を再開します。(午後 3時00分)  
次に、第1区の番号1番から6番までの6案件について審議します。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、築館地区の新規による賃貸借権設定の1案件、  
番号2番は、築館地区の更新による賃貸借権設定の1案件、  
番号3番は、一迫地区の更新による賃貸借権設定の1案件、  
番号4番、5番は、一迫地区の農地中間管理事業による賃貸借権設定の2案件、



番号6番は、瀬峰地区の所有権移転売買の1案件、  
以上、合計6案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
次に、第2区の番号7番から15番までの9案件について審議しま  
す。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号7番から10番までは、若柳地区の新規による賃貸借権設定の4  
案件、  
番号11番は、若柳地区の更新による賃貸借権設定の1案件、  
番号12番、13番は、志波姫地区の所有権移転売買の2案件、  
番号14番、15番は、志波姫地区の新規による賃貸借権設定の2  
案件、  
以上、合計9案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、議案第5号の農用地利用集積計画についての番号1番から  
15番までの15案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませ  
んか。

—「異議なし」の声—

議長           ご異議なしと認めます。  
よって、日程第10、議案第5号、農用地利用集積計画についての番号1番から15番までの15案件は、原案を可とすることに決しました。  
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長           日程第11、議案第6号、農用地利用配分計画について、を議題といたします。  
第1区の番号1番から3番までの3案件を審議します。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局       農用地利用配分計画の貸し人は、全て農地中間管理機構となります。  
番号1番は、一迫地区の合意解約に伴う再配分計画による新規の賃貸借権設定の1案件、  
番号2番、3番は、一迫地区の農用地利用集積計画による新規の賃貸借権設定の2案件、  
以上、合計3案件を説明。

議長           議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長           質疑なしと認めます。  
議案第6号、農用地利用配分計画についての3案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長           ご異議なしと認めます。  
よって、日程第11、議案第6号、農用地利用配分計画についての

3 案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長 日程第 1 2、議案第 7 号、非農地証明願について、を議題といたします。

初めに、第 1 区の番号 1 番、1 案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号 1 番は、築館地区の畑 1 筆、面積 7 4 m<sup>2</sup>、願出地は、昭和 2 1 年頃の先代の時代から倉庫及び車庫を建築、また居宅への通路として利用し現在に至っており、宅地に変更するため願い出たものである旨を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、大澤 洋介 推進委員から報告願います。

推進委員 去る 6 月 2 1 日、大場 農業委員、佐々木 推進委員、事務局の菅原主査、私の 4 人で現地の確認を行って参りました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、既に倉庫及び車庫が建築されており、現在も宅道として宅地と一体的に利用されているもので、長期的の農地として利用されて形跡もないことから、特に問題はないと判断してまいりましたので報告いたします。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番、1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号2番は、栗駒地区の畑1筆、面積256㎡、願出地は、昭和49年頃に葉たばこ乾燥場、昭和62年頃に畜舎を建築し利用していたが平成9年ごろ廃業となり、その後は物置として現在に至って利用しているものであり、宅地に変更するため願い出たものである旨を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、伊藤 重行 推進委員から報告願います。

推進委員 報告します。詳細については、事務局から説明があったとおりであり、参考資料の公図や現況写真、現地における利用状況等を確認したところ、もう既に宅地化されており、農地に戻すことは不可能と見て参りました。許可にあたっては、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、議案第7号、非農地証明願についての2案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、日程第12、議案第7号、非農地証明願についての2案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第13、議案第8号、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについて、を議題とします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 議案第8号は、農業委員会等に関する法律等により、農業委員会は毎年度、農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の事務状況について、翌年度の6月30日までに公表しなければならないことになっているので、審議いただくものであります。

公表の内容としては、Ⅰ農業委員会の状況、Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化、Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価、Ⅴ違反転用への適正な対応、Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、Ⅷ事務の実施状況の公表等であり、平成29年度の目標及び活動の点検・評価と平成30年度の目標及び活動の計画について、別紙資料に基づき詳細に説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います  
質疑ございませんか。

議長 はい、1番委員

1番委員 農地所有適格法人からの報告対応で、3法人が報告書の提出が未提出となっているようであるが、活動を休止しているのか伺う。

議長 事務局説明

事務局 未提出の3法人については、活動を継続しており、今現在も報告書の提出について督促をしているところである。

議長 他にございませんか。

—「質疑なしの声」—

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについては、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

—「異議なしの声」—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第8号、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を定めることについては、原案のとおり決定いたしました。

議長 以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成30年第6回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。 < 午後 3時15分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_